

福島県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画
(イノシシ)

令和4年 4月 1日から
令和5年 3月31日まで

1 背景及び目的

県内におけるイノシシの生息状況は、阿武隈川以東の地域において長い間比較的安定的に生息していたが、平成6年頃を境に個体数が増加傾向となり、その後、阿武隈川以西の地域に生息域を拡大し始めている。

原発事故後、狩猟意欲の低下及び狩猟者や捕獲従事者の高齢化、農業生産活動等人為活動の停滞により、避難指示区域を中心にイノシシの人里への出没が多く見られるようになり、車との接触事故や家屋への侵入、農地の掘り起こしなどの被害が出ている。また、県内全域をみてもイノシシによる被害が多様化しており、家周辺等の掘り起こし等による生活環境被害、自動車や鉄道での交通事故、また、人前に出てくる頻度が増えていることから、人身事故も発生している。令和2年度におけるイノシシの農業被害面積は124haで獣類全体の60.1%、被害金額は10,270万円で獣類全体の51.8%を占めている。

イノシシの捕獲数については増加傾向にあり、特に指定管理鳥獣捕獲等事業が追加された平成27年度からはさらに捕獲数が増加し、令和2年度の捕獲数は35,698頭となっている。

イノシシは個体数変動の激しい動物であることから、その予測は極めて難しいため、県では、第2期イノシシ管理計画と同様の手法であるベイズ推定を用いて、平成30年度の推定生息数を約54,000～62,000頭とした。

上記の推定生息数をもとに捕獲頭数を試算すると年間22,000～25,000頭の捕獲で個体数は減少に転じる。そのため、試算された捕獲頭数に基づき、県・市町村・猟友会など関係機関が緊密に連携しながら、狩猟捕獲・有害捕獲（個体数調整捕獲や予察捕獲を含む）・指定管理鳥獣捕獲により、個体数抑制に向け年間25,000頭を目標に最大限の捕獲に取り組むこととする。

【平成31年3月策定 福島県イノシシ管理計画（第3期）を基に作成】

また、令和2年度から野生イノシシの豚熱感染が確認されており、拡散防止を図るためには、捕獲重点エリアにおいて、捕獲を強化する必要がある。

さらに、近年では、これまで被害の見られなかった※尾瀬地区への進出が確認され、対策を講じる必要がある。

以上のことから、令和4年度もイノシシの捕獲圧を高めていく必要があるため、指定管理鳥獣捕獲において、有害捕獲や狩猟捕獲で不足する捕獲数の確保を図るものとする（尾瀬地区については環境省が捕獲を行う。）。

※尾瀬地区 旧日光国立公園の尾瀬特別保護地区、御池田代特別保護地区及び特別地域並びにこれらの区域に隣接する区域のうちイノシシによる影響を受けやすいと考えられる区域

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県北、県中、県南、 会津、南会津、相双、 いわき、尾瀬地区	令和4年4月1日～令和5年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和4年4月1日～令和5年3月15日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、 桑折町、国見町、川俣町、大玉村	<p>県内のほとんどの地域にイノシシの生息が見られ、近年、イノシシによる農業被害は依然として発生していることから、個体数を減少させる必要がある。</p> <p>また、イノシシによる被害が恒常化している地域において、積極的な捕獲を実施する必要がある。</p>	<p>福島県鳥獣保護区のうち市町村鳥獣被害防止計画の対象地域を含む。(その他、鳥獣法第9条第3項第4号の環境省令で定める区域は実施区域としない。)</p>
県中	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、 天栄村、石川町、玉川村、平田村、 浅川町、古殿町、三春町、小野町		
県南	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢 吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村		
会津	会津若松市、喜多方市、北塩原村、 西会津町、磐梯町、猪苗代町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、 三島町、金山町、昭和村、会津美里町		
南会津	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町 ※ 尾瀬地区を除く。		
相双	相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、 富岡町、川内村、大熊町、浪江町、 葛尾村、新地町、飯舘村		
いわき	いわき市		
尾瀬地区	—		

※1 避難指示区域を除く。ただし、福島復興再生特別措置法第89条において国が鳥獣の被害を防止するための必要な措置を講ずるとされている避難指示区域に指定されている所については、試験的・モデル的な捕獲を実施する場合がある。

※2 「尾瀬地区」は環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標（過去実績等より設定）
県北	捕獲数 3, 900頭（今後変動する見込み）
県中	捕獲数 1, 000頭（今後変動する見込み）
県南	捕獲数 200頭（今後変動する見込み）
会津	捕獲数 400頭（今後変動する見込み）
南会津	捕獲数 200頭（今後変動する見込み）
相双	捕獲数 3, 300頭（今後変動する見込み）
いわき	捕獲数 1, 800頭（今後変動する見込み）
尾瀬地区（環境省事業実施分）	捕獲数 10頭
県内全区域	～ 3, 190頭（今後変動する見込み）
合計	捕獲数10, 810頭 ～ 14, 000頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
<p>県北、県中、 県南、会津、 南会津、相双、 いわき</p>	<p>銃猟（忍び猟、巻き狩り等） わな猟（くくりわな、箱わな等） ※銃猟においては非鉛製銃弾を使用（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するため、捕獲個体を速やかに処分する等の適切な措置を講じる。）</p>	<p>従事者 700 人程度 わな 1,000 台程度</p>
<p>尾瀬地区 (環境省事業)</p>	<p>銃猟（忍び猟及び待機射撃） ・ライフル銃を主に使用 わな猟（くくりわな等）</p> <p>○ライフル銃の使用が必要な理由 尾瀬ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、イノシシに接近することが困難であることから、300 m 程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、尾瀬ヶ原では上述の理由により視認性が高く、安全確保の面においても、他の地域と比べライフルが運用しやすい地形であることから、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。</p>	<p>従事者 10 人程度 わな 100 台程度</p>

② 作業手順

・作業手順

準備作業

- ①処分方法（焼却、埋却、両方）の確認を行う。
- ②必要機材の点検・準備を行う。
- ③わな設置場所の選定を行い、設置箇所を記録する。

捕獲作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①作業前に従事者によるミーティングを行い、作業手順や安全管理について確認を行う。
- ②作業は2名以上を標準として行う。

（わな猟の場合）

- ①わなの設置（標識表示）を行う。
- ②わなを見回り捕獲状況の確認を行う。
- ③捕獲されている場合は安全に留意し止めさしを行う。

（銃猟の場合）

- ①見通しの悪い場所や灌木越しの発砲をしないよう周囲の確認を行う。
- ②発砲の際は矢先の確認を行う。
- ③半矢にした場合は追跡し極力回収を行う。

処理作業

（銃猟・わな猟共通）

- ①捕獲個体のデータ（捕獲年月日、捕獲（わな設置）場所、性別、体長、体重）を記録し、写真撮影（体長がわかるように）を行う。
また、捕獲に併せて捕獲に関する情報として、捕獲効率（CPUE）、目撃効率（SPUE）を記録する。
- ②捕獲個体を焼却または埋却場所に搬入し処理を行う。
- ③錯誤捕獲個体については、対象種ごとに適切に処理を行う。
- ④くくりわなによるクマの錯誤捕獲については、作業者の安全を考慮して対応を決定する。

・安全管理

受託者は、捕獲及び捕獲個体の処分作業に当たって、各作業手順に従事者に徹底させるとともに、次に掲げる関係機関との連絡体制について整備を行うものとする。

県、市町村、焼却施設管理者、警察、消防、医療機関 等

また、米ぬか等による誘引は、クマが生息する地域においてクマの誘引、錯誤捕獲に繋がることから、安全に配慮して検討する。

・錯誤捕獲時の対応

県は、錯誤捕獲時の対応について、前もって関係市町村と調整を行い放獣又は捕殺の対象種を決定するとともに、捕殺の対象種について、有害鳥獣捕獲の許可申請を行うものとする。

・ **捕獲個体の回収方法**

捕獲個体は地形等の関係から回収不能の場合を除き、すべて回収し持ち帰るものとする。

・ **捕獲個体の処分方法**

一般廃棄物として焼却又は埋却処理等を行うものとする。また、放射線モニタリング調査のため、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

・ **捕獲情報の収集および評価**

事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、専門家の意見も踏まえ、捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法などの結果から、目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、改善すべき事項の検討を行うものとする。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

環境省が指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲した尾瀬地区の個体に限って放置を可能とする。

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

・ **事業主体**

福島県、環境省

・ **実施形態**

委託

・ **委託先**

認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。）

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

県は、市町村を通じて住民や関係者に対し事業内容について周知を図ることとする。

また、受託者は、銃猟実施時の立入規制措置や監視方法を定めるとともに、わな設置時の注意喚起看板等の掲示を行い、住民の安全を確保するものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

社寺境内や墓地に比較的近い場所におけるわなの設置については、見回り等で人の出入りが激しくなることや、事故等の危険性が高くなることから、わなの設置は控えることとし、静穏の保持に努めることとする。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 市町村との協議、調整

県及び事業の受託者は、捕獲活動をする市町村と十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において遵守しなければならない事項

連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。

(3) 事業において配慮すべき事項

捕獲した個体がやむを得ず回収できず、猛禽類等が採餌すること等により鉛中毒被害が生じることを防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努めることとする。

また、野生イノシシの豚熱（CSF）感染地域における捕獲個体の処分にあたっては、防疫措置に努めることとする。

(4) 地域社会への配慮

県及び受注者は、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないように配慮することとする。

鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。